

障害者自立支援法が施行されました

平成 18 年 10 月より障害者自立支援法が本格的に実施されました。これによって、身体・知的・精神の 3 障害に対して共通の制度の下で福祉サービスが提供されることとなりました。今回はこの自立支援法について制度の概要を簡単に説明します。

障害福祉サービス事業

介護給付（要申請）

障害者とその家族の日常生活の介護を中心に援助するもの

居宅介護（ホームヘルプ）

重度訪問介護・行動援護・短期入所

重度障害者等包括支援・療養介護

児童デイサービス・施設入所支援

共同生活介護（ケアホーム）

訓練等給付（要申請）

障害者の就労援助するもの

自立訓練・就労移行支援・就労継続支援

共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療（要申請）

原則通院医療費の 1 割を患者が負担
収入等によって上限額が決まる

補装具費の支給（要申請）

補装具の購入・修理に要した費用の
支給（利用者 1 割負担）

地域生活支援事業

相談支援・移動支援事業

地域活動支援センター

居住支援（福祉ホーム）

日常生活用具の給付・貸与

コミュニケーション支援（手話通
訳など）

障害者自立支援法の体系は上の図のようになっています。

障害福祉サービスには**介護給付**と**訓練等給付**があります。

利用するためには市町村の窓口での申請が必要です。

自立支援医療費によって通院医療費の自己負担が原則 1 割となりました。収入等によって一ヶ月内の負担上限額が決められています。利用するためには市町村への申請が必要です。

地域生活支援事業は市町村または都道府県が行います。障害者等からの相談・援助に応じたり、交流の場を提供するなどの事業です。市町村の窓口や市町村から委託を受けた**指定相談支援事業者**に直接相談することができます。ちなみに宇美・志免・須恵・粕屋・篠栗の 5 町は『かけはし』福岡市東区では『ピアひがし』（旧地域生活支援センター）に委託しています。

福祉サービスを使うにはどうしたらいいの？

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）を受けたい時には市町村に申請をします。市町村は申請に対して**障害程度区分の認定（障害程度区分 1～6 または非該当）**と**支給要否の決定**を行います。支給が決定すると**受給者証**が交付され、障害程度区分によって必要量とされた福祉サービスが受けられるようになります。申請から決定までは早くて 1 ヶ月ぐらい要します。